令和8年度「臨時的任用職員・非常勤講師」の募集について

沖縄県教育庁那覇教育事務所 <令和7年11月更新>

令和8年度 臨時的任用職員及び非常勤講師を希望される方は以下を参照し、登録を行ってください。

1 応募資格

- ・心身共に健康で、学校教育に情熱をもつ者(特に年齢の制限はありません)
- ・必要とする教員等免許状を有する者、あるいは取得見込みの者
- ・学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格事項のいずれにも該当しない者
- 2 募集職種 教諭、養護教諭、学校栄養職員・栄養教諭、学校事務職員、非常勤講師
- 4 提出書類(すべてA4サイズ)で提出) ※小学校、中学校の両方に登録希望の場合は2部提出すること
 - ※ 下記提出書類の様式については、当教育事務所ホームページからダウンロードできます。
 - (1) 臨時的任用職員・非常勤講師登録用紙 ・・・・・ 1部
 - (2) 履歴書[第2号様式(第4条関係)] ・・・・・・ 1部(写真貼付、押印) ※写真は3カ月以内に撮影したもの。
 - (3) 公立学校職歴内容報告書・・・・・・・・・ 1部
 - (4-1) 教員等免許状(写し) ・・・・・・・・・・・・・・・ 1部(両面ある場合は、両面コピー) ※新卒者は、教員等免許状取得見込み証明書を添付すること。
 - (4-2) 更新講習修了確認証明書(写し)・・・・・・ 1部(更新した方のみ)
 - (5) 欠格事項等申告書 ・・・・・・・・・ 1 部
 - ※任用が内定した後に提出する書類
 - (6) 採用時間診票 ・・・・・・・・・ 1 部

5 登録方法

- (1) 上記1の提出書類(1)~(5)を郵送または直接、当教育事務所に提出することで、登録完了となります。郵送の場合には、封筒のおもてに朱書きで「臨任等登録書類在中」と記入してください。登録状況についての電話等での問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 登録は、沖縄県電子申請サービスを通して行うこともできます。その場合は、履歴書及び欠格事項申告書のみを当教育事務所へ提出してください。(郵送可)

6 留意事項

- (1) 提出した書類は、任用がなくても返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 登録の有効期間は令和8年4月1日より令和9年3月31日までです。
- (3) 新年度任用内定連絡は3月上旬から開始予定です。電話等での問い合わせはご遠慮ください。
- (4) 臨時的任用の採用内定があっても、諸般の都合(学級減等)により、任用の取消や配置校の変更が生じることがありますのでご了承ください。
- (5) 臨時的任用の採用については、採用時に沖縄県内に現住所を有することが原則です。
- (6) 臨時的任用職員の任期については、人事異動通知書で記された期間となります。期間は最長で も半年更新の1年間ですのでご留意ください。
- (7) 当教育事務所への新規登録者については面接を行います。面接日程は後日連絡します。
- (8) 履歴書は採用後に配置学校へ提出する必要があるので、履歴書写しをとっておいてください。

7 書類の提出先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37 南部合同庁舎 4 階 沖縄県教育庁那覇教育事務所 総務班人事担当 宛 TEL 098-867-2710